議案第７７号

小田原市梅の里センター条例の一部を改正する条例

［改正理由］

受益と負担の適正化の観点から梅の里センターの利用料金の上限額を引き上げるため改正する。

［内　　容］

施設の利用料金の上限額を次のように引き上げることとする。（別表関係）

（　）内の数字は、現行の金額

区　　分			午前９時～正午	午後１時～午後５時	午後６時～午後９時３０分	午前９時～午後５時	午後１時～午後９時３０分	午前９時～午後９時３０分
梅の里センター	会議室	Ａ室	円 450 (410)	円 600 (510)	円 600 (510)	円 1,200 (1,030)	円 1,300 (1,150)	円 1,800 (1,560)
		Ｂ室	600 (510)	700 (620)	700 (620)	1,600 (1,350)	1,600 (1,350)	2,200 (1,880)
	和室		600 (510)	700 (620)	700 (620)	1,500 (1,250)	1,500 (1,250)	2,100 (1,770)
	体験加工室		1,600 (1,350)	2,100 (1,770)	1,800 (1,560)	4,300 (3,660)	4,600 (3,870)	6,900 (5,750)
	大会議室		3,100 (2,610)	4,300 (3,660)	3,700 (3,130)	8,100 (6,800)	8,600 (7,220)	12,500 (10,470)
曽我みのり館	ホール	Ａ室	850 (730)	1,100 (980)	950 (830)	2,300 (1,930)	2,400 (2,030)	3,600 (3,030)
		Ｂ室	550 (460)	700 (620)	650 (570)	1,500 (1,250)	1,600 (1,350)	2,300 (1,980)
	会議室		400 (360)	550 (460)	450 (410)	1,100 (930)	1,100 (980)	1,700 (1,460)
	調理実習室		300 (250)	400 (360)	350 (300)	800 (670)	850 (730)	1,300 (1,100)

［適　　用］

令和９年４月１日以後の施設の使用に係る利用料金について適用